

令和2年7月10日  
(令和2年8月7日改訂)  
北海道大学新型コロナウイルス感染症対策本部

## 北海道大学の行動指針レベル1における基本的行動及び各行動の運用・詳細

令和2年7月10日から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針（以下「行動指針）」をレベル2からレベル1へ引き下げます。

これに伴い、本学構成員が感染予防および感染拡大防止の観点から行う基本的行動と「行動指針」に定める各行動の運用や詳細を示します。

なお、政府や北海道からの要請、今後の感染状況等を踏まえ、各行動の運用や詳細は適宜見直すこととします。

### 1. 基本的行動

- 基本的な感染拡大防止対策として、「人と人の距離の確保」「マスクの着用、咳エチケット」「手洗いなどの手指衛生」を徹底する。
- 感染拡大のリスクがある「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の環境を避けるとともに、屋内では十分な換気を行う。
- 家族以外の多人数での会食を避ける。
- 自身の体調を管理し、発熱等の風邪の症状がある場合は、登校・出勤を行わない。
- 国内の移動を行う場合は、移動先の感染状況を十分に確認するとともに、公共交通機関を利用する際は、乗車中の会話は控え、可能な限り混雑する時間帯を避ける等、感染防止対策を徹底する。
- 海外渡航については、外務省の感染危険情報のレベル3は渡航不可、レベル2についても原則渡航不可とする。
- 利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待される「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を適宜活用する。
- その他の感染拡大防止対策の詳細については、7月10日付け通知「新型コロナウイルス感染予防について（第4版）」（本学ホームページ URL：[https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/pdf/200710\\_01.pdf](https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/pdf/200710_01.pdf)）を参照。

## 2. 「行動指針」に定める各行動の運用・詳細

### (1) 研究活動

- 感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができる。また、実験等は、最低限の滞在時間となるように計画を立てて行うこと。

なお、研究活動を行う場合は、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、「研究活動における感染防止のための確認事項」（本学ホームページ URL：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/researchers.html>）に留意すること。

### (2) 授業（講義・演習・実習）

- 令和2年度第1学期

- ① 引き続き感染拡大防止に配慮する必要があることや、教育の継続性の観点から、原則オンライン授業で実施することを基本方針とする。

ただし、演習、実験、実習等のうち、授業の一部の対面による実施が必要と判断されるものについては、室内の換気、学生間の距離の確保、人数制限による分散実施等、必要な感染予防対策を徹底した上で実施できるものとする。その際は、やむを得ない事情により出席が困難な学生に対する代替措置も講じるものとする。

- ② 学期末試験を行う場合においても、極力、オンラインによる実施とする。

ただし、通常の方法による試験実施が不可欠な場合は、上記の感染予防対策を徹底して教室で実施できるものとするが、実施時期を授業期間の後に別途設定する等、他のオンライン授業に支障が生じないように配慮する。

- 令和2年度第2学期

教室等において、「三密」を回避し感染予防対策を十分講じることができると判断した科目については対面授業で実施することとし、それ以外の科目はオンライン授業で実施する。

なお、やむを得ない事情により受講が困難な学生に対しては代替措置も講じるものとする。

- 上記の授業の取扱いは、学部・学院等によっては、それぞれの教育の特性により異なる場合がある。

- 各種の入学者選抜のうち一般選抜については、新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省が定めた入学者選抜実施要項の内容を踏まえ、試験当日の罹患者を対象として個別学力検査には追試験を設定するとともに、出題範囲等については、本学が必要と判断した場合に補足事項等を記載することについて、本学の入学者選抜要項により7月30日に公表した。

総合型選抜等についても、文部科学省の同要項の内容を反映させた上で、順次、本学の学生募集要項を公表する。

なお、今後の感染症の推移により必要に応じて選抜方法等を見直すことがあるとともに、変更があった時には速やかに学内外に公表する。

### (3) 学生の課外活動

- 本学が策定した「課外活動及び課外活動施設利用時の感染拡大防止対策の指針」に基づき活動計画を提出し、許可を受けた学生団体は、屋内外の団体練習、遠征の再開、道内で開催される大会等への参加を認める。ただし、合宿については、当面禁止とする。
- 課外活動施設については、一部の屋内施設を除いて利用を可能とする。

### (4) 勤務体制

- 教員については、各部局等の実情を踏まえて、レベル1に伴う教育研究活動の維持に支障のない範囲で在宅勤務を実施する。その他の職員については、人との接触を低減するため、在宅勤務者の割合を3分の1程度とする。（「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事業継続のための教職員の在宅勤務の実施について（令和2年4月17日海大秘第222号）」参照。）
- 公共交通機関を利用して通勤する者の感染リスクを低減するため、引き続き、時差出勤を活用する。
- 教職員の多数感染時に備え、業務の洗い出しによる優先順位の高い業務の選定、教職員が出勤できない場合の業務継続、やむを得ず業務を休止せざるを得ない場合に対外的影響を最小限にする方策について検討する。

### (5) 会議等（研修、説明会を含む）

- オンライン会議やメール等による書面審議を推奨する。
- 対面により行う場合は、「出席者は最小限」「オンラインを併用」「広い部屋で出席者の距離を十分確保」「小まめな換気」「アルコール消毒液の設置」等の感染拡大防止対策を徹底する。

### (6) その他

- 附属図書館は、利用可能な設備や開館時間帯等に一部制限を設けるなど、感染拡大防止に配慮した上で開館する。
- イベント等の開催
  - ① イベント等は、可能な限り、Web会議ツール等を活用したオンライン開催とする。
  - ② 対面により開催する場合は、「三つの密が発生しない座席配置」「人と人との距離の確保」「室内の換気」「手指の消毒、マスク着用」「参加

者名簿の作成」等の感染対策を講じたうえで、部屋の収容人数の50%以内とすること。(北海道の定める上限人数内とすること)

※ 学外者が本学施設を使用する場合においても、同様の対応を要請すること。

- ③ 全国的かつ大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。
- ④ 不特定多数の者が利用する施設やイベント等は、北海道が推奨する「北海道コロナ通知システム」を適宜活用する。